

第Ⅲ章 特別支援学校における準ずる教育課程

1. 問題と目的

(1) 教育課程の基準

特別支援学校の教育目標は、学校教育法第 72 条に、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と示されている。平成 29 年 4 月告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（文部科学省, 2018c）（以下、小学部・中学部学習指導要領）、及び平成 31 年 2 月告示の特別支援学校高等部学習指導要領（文部科学省, 2019）（以下、高等部学習指導要領）においては、上述した第 72 条に定める目的を実現するために、児童・生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮して、下記の各学部の教育目標の達成に努めることが求められている。

<小学部・中学部（第 1 章総則 第 1 節教育目標）>

1. 小学部においては、学校教育法第 30 条第 1 項に規定する小学校教育の目標
2. 中学部においては、学校教育法第 46 条に規定する中学校教育の目標
3. 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

<高等部（第 1 章総則 第 1 節教育目標）>

1. 学校教育法第 51 条に規定する高等学校教育の目標
2. 生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

(2) 特別支援学校の教育課程編成と内容

小学部・中学部学習指導要領、及び高等部学習指導要領では、特に示す場合を除き、各教科等に関する内容の事項は、いずれの学校においても取り扱わなければならないことが示されている。他方、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」には、障害の状態により、特に必要がある場合には、障害の状態に応じた弾力的な教育課程が編成されるように「各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる」ことや、「当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができる」等の規定が示されている（文部科学省, 2018c; 2019）。

(3) 授業時数の取り扱い

小学部・中学部における各教科等の総授業時数は、小学校・中学校の各学年における

総授業時数に準じて定めることが示されている。その際、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めることが求められている。各教科等の適切な授業時数を定めるにあたっては、「児童又は生徒や学校、地域の実態及び各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できる」ことが示されている。

高等部において、卒業までに履修させる単位数は、「各教科・科目の単位数並びに総合的な探究の時間の単位数を含めて 74 単位（自立活動の授業については、授業時数を単位数に換算して、この単位数に含めることができる。）以上」とされている。教育課程の編成にあたって、「生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる（第 1 章 第 2 款 3(1)イ）」ことや、必修教科・科目（標準単位数が 2 単位である場合を除く）は、「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合」のみ、その単位数の一部を減じることができる（文部科学省, 2019）。

加えて、小学部・中学部学習指導要領、及び高等部学習指導要領の双方において、障害の程度や特性、及び心身の発達の段階等を十分に考慮することが示され、配慮すべき事項が提示されている。配慮すべき事項では、基礎的・基本的な知識及び技能が着実に習得できるような指導内容を精選し、重点を置く事項に時間を多く配当すること等が示されている。

（４）自立活動の指導に充てる授業時数及び単位数

特別支援学校においては、自立活動の指導に充てる授業時数、及び単位数は、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとされている。各学年における自立活動に充てる授業時数や単位数は、一律に標準時数は定められておらず、各教科等の授業時数や単位数と調整する必要がある。小学部・中学部では、自立活動の時間に充てる授業時数は各学年の総時数に含まれるため、標準授業時数に自立活動の時間を加えると、総授業時数を上回ることがある。その場合には、児童生徒の負担にならないように、各教科等の授業時数を適切に定めることが大切である（文部科学省, 2018c）。

以上の（１）から（４）を踏まえて、各学校は、学校教育目標及び学習指導要領の理念を実現させるために、先述した規定等を踏まえ、各学校の実情に応じた教育課程を編成し、カリキュラム・マネジメントを実施することが求められていると言える。本研究では、特別支援学校の小学部、中学部、及び高等部における教育課程編成状況の傾向について検討するとともに、準ずる教育課程を編成し実施する特別支援学校における教育課程編成に係る取組状況を示す。

2. 研究Ⅰ（調査）

（1）準ずる教育課程における各教科等別の年間授業時数

準ずる教育課程における各教科等別の年間授業時数の中央値について、小学部第3学年の結果を表Ⅲ－2－1、小学部第6学年の結果を表Ⅲ－2－2、中学部第3学年の結果を表Ⅲ－2－3に示した。回答のうち、週あたりの時数で回答したと判断したものについては、35週あたりの授業時数に換算して集計した。

表Ⅲ－2－1 準ずる教育課程の年間授業時数の中央値（小学部第3学年）

小3		国語	社会	算数	理科	音楽	図画 工作	体育	道徳	外国語活 動	総合的な学 習の時間	特別 活動	自立 活動	合計
小学校標準授業時数		245	70	175	90	60	60	105	35	35	70	35	一	980
視覚障害 n=42	中央値	245.0	70.0	175.0	90.0	60.0	57.5	95.0	35.0	35.0	40.0	35.0	70.0	980.0
	(H30結果)	(245.0)	(70.0)	(175.0)	(90.0)	(60.0)	(60.0)	(105.0)	(35.0)	(15.0)	(55.0)	(35.0)	(70.0)	(1015.0)
	第1四分位数	240.0	70.0	175.0	85.0	53.0	52.0	71.3	35.0	35.0	35.0	35.0	55.5	980.0
	第3四分位数	245.0	70.0	175.0	90.0	60.0	60.0	105.0	35.0	35.0	59.8	35.0	70.0	1015.0
聴覚障害 n=62	中央値	245.0	70.0	175.0	90.0	45.0	60.0	100.0	35.0	35.0	55.0	35.0	70.0	1015.0
	(H30結果)	(245.0)	(70.0)	(175.0)	(90.0)	(51.3)	(60.0)	(103.0)	(35.0)	(15.0)	(53.0)	(35.0)	(70.0)	(1002.3)
	第1四分位数	245.0	70.0	175.0	87.0	35.0	52.5	85.0	35.0	35.0	35.0	35.0	70.0	980.0
	第3四分位数	245.0	70.0	175.0	90.0	60.0	65.0	105.0	35.0	35.0	70.0	35.0	86.5	1050.0
肢体 不自由 n=87	中央値	245.0	70.0	175.0	90.0	60.0	60.0	70.0	35.0	35.0	60.0	35.0	75.0	980.0
	(H30結果)	(245.0)	(70.0)	(175.0)	(90.0)	(60.0)	(60.0)	(70.0)	(35.0)	(15.0)	(55.0)	(35.0)	(70.0)	(1015.0)
	第1四分位数	210.0	70.0	175.0	70.0	52.5	51.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	70.0	980.0
	第3四分位数	245.0	70.0	175.0	90.0	60.0	60.0	70.0	35.0	35.0	70.0	35.0	153.5	1015.0
病弱 n=48	中央値	245.0	70.0	175.0	90.0	60.0	60.0	70.0	35.0	35.0	70.0	35.0	70.0	980.0
	(H30結果)	(245.0)	(70.0)	(175.0)	(90.0)	(60.0)	(60.0)	(70.0)	(35.0)	(15.0)	(55.0)	(35.0)	(70.0)	(1015.0)
	第1四分位数	238.3	70.0	175.0	90.0	52.9	58.4	68.0	35.0	35.0	51.9	35.0	35.0	980.0
	第3四分位数	245.0	70.0	175.0	90.3	60.0	64.8	70.0	35.0	35.0	70.0	35.0	70.0	980.0

※小学校標準授業時数とは、学校教育法施行規則第51条に規定される各教科等の年間授業時数である。

※括弧内は、「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究—新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題—」（国立特別支援教育総合研究所, 2021）で平成30年に実施した調査における各教科等の授業時数の中央値である。

表Ⅲ－2－2 準ずる教育課程の年間授業時数の中央値（小学部第6学年）

小 6		国語	社会	算数	理科	音楽	図画工 作	家庭科	体育	外国語	道徳	総合	特別 活動	自立 活動	合計
小学校標準授業時数		175	105	175	105	50	50	55	90	70	35	70	35	—	1015
視覚障害 n=44	中央値	175.0	105.0	175.0	105.0	50.0	50.0	53.0	87.3	70.0	35.0	38.5	35.0	70.0	1015.0
	(H30結果)	(175.0)	(105.0)	(175.0)	(105.0)	(50.0)	(50.0)	(54.0)	(72.5)	(50.0)	(35.0)	(35.0)	(35.0)	(70.0)	(1011.5)
	第1四分位数	175.0	105.0	175.0	105.0	50.0	44.8	50.0	70.0	70.0	35.0	35.0	35.0	39.8	1015.0
	第3四分位数	175.0	105.0	175.0	105.0	52.5	52.0	55.0	90.0	70.0	35.0	62.5	35.0	70.0	1050.0
聴覚障害 n=60	中央値	175.0	105.0	175.0	105.0	35.0	50.0	52.8	86.0	70.0	35.0	51.3	35.0	70.0	1050.0
	(H30結果)	(177.0)	(105.0)	(175.0)	(105.0)	(39.0)	(50.0)	(55.0)	(90.0)	(50.0)	(35.0)	(40.0)	(35.0)	(70.0)	(1026.0)
	第1四分位数	175.0	105.0	175.0	105.0	35.0	47.8	50.0	70.0	70.0	35.0	35.0	35.0	70.0	1015.0
	第3四分位数	202.5	105.0	175.0	105.0	50.0	52.5	55.0	90.0	70.0	35.0	70.0	35.0	70.0	1071.0
肢体 不自由 n=86	中央値	175.0	105.0	175.0	105.0	50.0	50.0	50.0	55.0	70.0	35.0	52.8	35.0	72.5	1015.0
	(H30結果)	(175.0)	(105.0)	(175.0)	(105.0)	(50.0)	(50.0)	(45.0)	(63.8)	(50.0)	(35.0)	(55.0)	(35.0)	(70.0)	(1013.8)
	第1四分位数	175.0	90.0	175.0	97.6	39.3	35.0	35.0	35.0	70.0	35.0	35.0	35.0	55.0	1015.0
	第3四分位数	175.0	105.0	175.0	105.0	53.0	50.0	55.0	70.0	70.0	35.0	70.0	35.0	117.5	1050.0
病弱 n=48	中央値	175.0	105.0	175.0	105.0	50.0	50.0	55.0	70.0	70.0	35.0	63.5	35.0	70.0	1015.0
	(H30結果)	(175.0)	(105.0)	(175.0)	(105.0)	(50.0)	(50.0)	(55.0)	(70.0)	(50.0)	(35.0)	(38.0)	(35.0)	(55.0)	(998.0)
	第1四分位数	175.0	105.0	175.0	105.0	48.5	50.0	36.8	55.0	70.0	35.0	39.3	35.0	35.0	1015.0
	第3四分位数	175.0	105.0	175.0	105.0	50.5	52.5	55.0	70.0	70.0	35.0	70.0	35.0	70.0	1024.0

※小学校標準授業時数とは、学校教育法施行規則第51条に規定される各教科等の年間授業時数である。

※括弧内は、「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究—新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題—」（国立特別支援教育総合研究所, 2021）で平成30年に実施した調査における各教科等の授業時数の中央値である。

表Ⅲ－２－３ 準ずる教育課程の年間授業時数の中央値（中学部第３学年）

中3	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・ 家庭	外国語	道徳	総合的な学 習の時間	特別活動	自立活動	合計
中学校標準授業時数	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	－	1015
中央値	105.0	140.0	140.0	140.0	35.0	35.0	105.0	35.0	140.0	35.0	36.0	35.0	37.5	1050.0
視覚障害 (H30結果)	(105.0)	(140.0)	(140.0)	(140.0)	(35.0)	(35.0)	(105.0)	(35.0)	(140.0)	(35.0)	(35.0)	(35.0)	(70.0)	(1050.0)
n=44 第1四分位数	105.0	140.0	140.0	140.0	35.0	35.0	105.0	35.0	140.0	35.0	35.0	35.0	35.0	1015.0
第3四分位数	105.0	140.0	140.0	140.0	35.0	35.0	105.0	35.0	140.0	35.0	70.0	35.0	70.0	1050.0
中央値	105.0	140.0	140.0	140.0	35.0	35.0	105.0	35.0	140.0	35.0	52.5	35.0	35.0	1050.0
聴覚障害 (H30結果)	(105.0)	(140.0)	(140.0)	(140.0)	(35.0)	(35.0)	(105.0)	(35.0)	(140.0)	(35.0)	(35.0)	(35.0)	(70.0)	(1050.0)
n=53 第1四分位数	105.0	140.0	140.0	140.0	35.0	35.0	105.0	35.0	140.0	35.0	35.0	35.0	35.0	1050.0
第3四分位数	140.0	140.0	140.0	140.0	35.0	35.0	105.0	35.0	140.0	35.0	70.0	35.0	70.0	1050.0
中央値	105.0	140.0	140.0	140.0	35.0	35.0	70.0	35.0	140.0	35.0	50.0	35.0	70.0	1015.0
肢体 (H30結果)	(105.0)	(140.0)	(140.0)	(140.0)	(35.0)	(35.0)	(70.0)	(35.0)	(140.0)	(35.0)	(56.5)	(35.0)	(70.0)	(1036.5)
不自由 第1四分位数	105.0	107.0	140.0	106.5	35.0	35.0	70.0	35.0	135.3	35.0	35.0	35.0	50.0	1015.0
n=91 第3四分位数	112.0	140.0	140.0	140.0	35.0	35.0	77.0	35.0	140.0	35.0	70.0	35.0	105.0	1050.0
中央値	105.0	140.0	140.0	140.0	35.0	35.0	90.0	35.0	140.0	35.0	70.0	35.0	35.0	1050.0
病弱 (H30結果)	(105.0)	(140.0)	(140.0)	(140.0)	(35.0)	(35.0)	(70.0)	(35.0)	(140.0)	(35.0)	(70.0)	(35.0)	(37.0)	(1017.0)
n=43 第1四分位数	105.0	140.0	140.0	140.0	35.0	35.0	70.0	35.0	140.0	35.0	35.0	35.0	35.0	1015.0
第3四分位数	105.0	140.0	140.0	140.0	35.0	35.0	105.0	35.0	140.0	35.0	70.0	35.0	70.0	1050.0

※中学校標準授業時数とは、学校教育法施行規則第73条に規定される各教科等の年間授業時数である。

※括弧内は、「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究—新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題—」（国立特別支援教育総合研究所，2021）で実施した調査における各教科等の授業時数の中央値である。

小学部第３学年の年間授業時数に関する有効回答は、視覚障害特別支援学校の４２校、聴覚障害特別支援学校の６２校、肢体不自由特別支援学校の８７校、病弱特別支援学校の４８校の合計２３９校から得られた（括弧内は本調査の回答時に対象とした障害種である。以下、同様。）。各教科等の小学校標準授業時数より少ない年間授業時数の中央値は、視覚障害特別支援学校では、図画工作５７.５単位時間、体育科９５.０単位時間、総合的な学習の時間４０.０単位時間であった。聴覚障害特別支援学校では、音楽科４５.０単位時間、体育科１００.０単位時間、総合的な学習の時間５５.０単位時間であった。肢体不自由特別支援学校では、体育科７０.０単位時間、総合的な学習の時間６０.０単位時間であった。病弱特別支援学校では、体育科７０.０単位時間であった（表中下線部分）。

小学部第６学年の年間授業時数に関する有効回答は、視覚障害特別支援学校が４４校、聴覚障害特別支援学校が６０校、肢体不自由特別支援学校が８６校、病弱特別支援学校が４８校の合計２３８校から得られた。各教科等の小学校標準授業時数より少ない年間授業時数の中央値は、視覚障害特別支援学校では、家庭科５３.０単位時間、体育科８７.３単位時間、総合的な学習の時間３８.５単位時間であった。聴覚障害特別支援学校では、音楽科３５.０単位時間、家庭科５２.８単位時間、体育科８６.０単位時間、総合的な学習の時間５１.３単位時間であった。肢体不自由特別支援学校では、家庭科５０.０単位時間、体育科５５.０単位時間、総合的な学習の時間５２.８単位時間であった。病弱特別支援学校では、体育科７０.０単位時間、総合的な学習の時間６３.５単位時間であった（表中下線部分）。

中学部第３学年の年間授業時数に関する有効回答は、視覚障害特別支援学校が４４校、

聴覚障害特別支援学校が 53 校、肢体不自由特別支援学校が 91 校、病弱特別支援学校が 43 校の合計 231 校から得られた。各教科等の中学校標準授業時数より少ない年間授業時数の中央値は、視覚障害特別支援学校では、総合的な学習の時間 36.0 単位時間であった。聴覚障害特別支援学校では、総合的な学習の時間の 52.5 単位時間であった。肢体不自由特別支援学校では、保健体育科 70.0 単位時間、総合的な学習の時間 50.0 単位時間であった。病弱特別支援学校では、保健体育科 90.0 単位時間であった（表中下線部分）。

（２）高等部準ずる教育課程普通科における自立活動の単位数

令和 4 年度入学生の高等部準ずる教育課程における自立活動の設定状況について回答を求めたところ、182 校から回答が得られた。卒業までの自立活動の単位数を表Ⅲ－２－４に示した。最も多い設定単位は 3 単位（各学年で 1 単位履修）で 64 校であった。

表Ⅲ－２－４ 高等部準ずる教育課程における自立活動の単位設定
（３年間合計）（n=182）

単位数	3 単位	4 単位	5 単位	6 単位	7 単位以上
学校数	64	7	4	57	50

（３）高等部準ずる教育課程普通科における総合的な探求の時間

令和 4 年度入学生の高等部準ずる教育課程における総合的な探求の時間の設定状況について回答を求めた。「②高等部準ずる教育課程普通科における自立活動の単位数」と同様に、在籍生徒数が最も多い類型の設定状況を尋ねたところ、181 校から有効回答が得られた。卒業までの総合的な探求の時間の単位数を表Ⅲ－２－５に示した。最も多い設定単位は 3 単位（各学年で 1 単位履修）で 115 校、次いで、6 単位（各学年で 2 単位履修）で 44 校であった。

表Ⅲ－２－５ 高等部準ずる教育課程における総合的な探求の時間の単位設定
（３年間合計）（n=181）

単位数	2 単位	3 単位	4 単位	5 単位	6 単位	7 単位以上
学校数	1	115	6	9	44	6

（４）標準単位数を超えて配当している教科・科目

必履修教科・科目のうち、学習指導要領に示されている標準時数よりも多くの単位数を配当している教科・科目について回答を求めた。その結果、181 校中 129 校(71.2%)

が、1つ以上の教科・科目で、標準時数よりも多くの単位を配当していると回答した。障害種別の内訳は、視覚障害特別支援学校が27校、聴覚障害特別支援学校が30校、肢体不自由特別支援学校が48校、病弱特別支援学校が24校であった。

標準単位数を超えて配当している教科・科目及び理由の内訳を表Ⅲ－2－6に示した。なお、「その他」に具体的な記述があった回答は、代表的な理由例を表内に記載した。比較的多くの学校で増単していた科目は、数学Ⅰ（59校）、現代の国語（35校）、言語文化（30校）、英語コミュニケーションⅠ（32校）であった。各科目における増単の理由として、「基礎的・基本的事項の習得を図るため」が多く選択される傾向があった。情報Ⅰについては、「特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当するため」が最も多く選択された。

表Ⅲ－2－6 標準単位数を超えて配当している教科・科目及び理由（n=129）

教科	科目	理由	視覚	聴覚	肢体	病弱	小計	計
国語	現代の国語	基礎的・基本的事項の修得を図るため	5	6	13	6	30	110
		理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	2	3	5	0	10	
		その他（理由例：語彙数が少なく、言葉の確認に時間を取るため）	2	1	1	2	6	
	言語文化	基礎的・基本的事項の修得を図るため	6	5	14	4	29	
		理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	2	3	6	0	11	
		その他（理由例：語彙数が少なく、言葉の確認に時間を取るため）	2	2	1	1	6	
	論理国語	基礎的・基本的事項の修得を図るため	1	1	0	1	3	
		理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	1	2	0	0	3	
		その他	0	0	1	0	1	
	文学国語	基礎的・基本的事項の修得を図るため	0	1	0	1	2	
		理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	0	1	0	0	1	
		その他（理由例：あん摩・マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の三療師の国家試験に対応する力を身に付けるため。）	1	0	0	0	1	
	国語表現	基礎的・基本的事項の修得を図るため	0	0	1	0	1	
		理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	0	0	1	1	2	
		その他（理由例：見えない・見えにくさからくる学習効率と確実な定着のため）	1	0	0	0	1	
	古典探究	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	1	0	1	0	2	
		その他	0	0	1	0	1	
地理	地理総合	基礎的・基本的事項の修得を図るため	4	2	6	2	14	82
		理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	2	0	6	1	9	
		その他	2	0	1	1	4	
	地理探究	基礎的・基本的事項の修得を図るため	0	0	1	0	1	
		理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	0	0	0	2	2	
		その他	0	0	1	0	1	

歴史総合	基礎的・基本的事項の修得を図るため	6	4	7	4	21	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	3	0	6	2	11	
	特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当するため	0	0	0	1	1	
	その他（理由例：見えない・見えにくさからくる学習効率と確実な定着のため）	2	2	0	1	5	
日本史探究	基礎的・基本的事項の修得を図るため	0	0	1	0	1	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	1	0	0	3	4	
	その他（理由例：教科指導に加え、言語指導も必要であり、確実な定着を図るため。）	0	1	1	0	2	
世界史探究	基礎的・基本的事項の修得を図るため	0	0	1	0	1	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	1	0	1	2	4	
	その他	0	1	0	0	1	
公民							42
公共	基礎的・基本的事項の修得を図るため	8	2	5	3	18	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	5	2	8	1	16	
	その他	2	0	0	1	3	
倫理	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	0	0	1	0	1	
	その他	0	0	1	0	1	
政治・経済	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	0	0	2	0	2	
	その他	0	0	0	1	1	
数学							112
数学Ⅰ	基礎的・基本的事項の修得を図るため	11	14	19	12	56	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	4	5	8	2	19	
	その他（理由例：手先や体の不自由さにより記録や道具の扱いに時間を要する為）	2	1	3	1	7	
数学Ⅱ	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	3	0	0	1	4	
	その他（理由例：点字や拡大文字を使用する場合、複雑な計算や図などを理解するのに必要であるため）	1	1	1	0	3	
数学Ⅲ	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	1	0	0	0	1	
数学A	基礎的・基本的事項の修得を図るため	0	2	2	1	5	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	2	3	4	1	10	
	その他（理由例：視覚的配慮を十分におこなうため）	2	0	1	0	3	
数学B	基礎的・基本的事項の修得を図るため	0	1	0	0	1	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	2	0	0	0	2	
	その他	0	1	0	0	1	
理科							84
科学と人間生活	基礎的・基本的事項の修得を図るため	5	2	3	3	13	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	2	1	4	1	8	
	その他	2	0	1	0	3	
物理基礎	基礎的・基本的事項の修得を図るため	0	0	1	0	1	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	0	0	1	1	2	
	特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当するため	0	0	0	1	1	
化学基礎	基礎的・基本的事項の修得を図るため	3	0	2	2	7	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	3	1	3	3	10	
	特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当するため	0	0	0	1	1	
	その他	3	0	1	0	4	

化学	その他	0	0	1	0	1	
	基礎的・基本的事項の修得を図るため C47:C66	2	2	2	4	10	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	4	0	2	3	9	
	その他（理由例：理料的な情報を得るために操作活動を十分に行えるようにするため）	3	1	1	0	5	
生物基礎	その他	1	0	0	0	1	
	基礎的・基本的事項の修得を図るため	0	0	1	1	2	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	0	0	2	1	3	
	特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当するため	0	0	0	1	1	
	その他	0	0	2	0	2	
地学基礎	基礎的・基本的事項の修得を図るため	0	0	1	1	2	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	0	0	2	1	3	
	特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当するため	0	0	0	1	1	
	その他	0	0	2	0	2	
保健	基礎的・基本的事項の修得を図るため	0	2	2	0	4	23
	特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当するため	6	2	2	1	11	
	その他（理由例：不登校を経験し引きこもった生活をしてきた生徒が多いため、スポーツ活動を通して、集団活動の基礎を身につかせ、健やかな体と豊かな心を育む必要があるため）	3	0	1	2	6	
	基礎的・基本的事項の修得を図るため	0	0	1	0	1	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	0	0	1	0	1	
体育	基礎的・基本的事項の修得を図るため	0	0	1	0	1	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	0	0	1	0	1	
	特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当するため	0	0	1	0	1	
	その他（理由例：基礎的知識・技能を身につけると共に経験を広げ、卒業後の余暇につなげるため。）	0	0	4	1	5	
音楽Ⅰ	基礎的・基本的事項の修得を図るため	0	0	2	0	2	26
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	0	0	0	1	1	
	特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当するため	3	0	5	0	8	
	その他（理由例：基礎的知識・技能を身につけると共に経験を広げ、卒業後の余暇につなげるため。）	0	0	4	1	5	
音楽Ⅱ	基礎的・基本的事項の修得を図るため	0	1	0	0	1	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	0	0	0	1	1	
	特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当するため	1	0	3	1	5	
	その他（理由例：芸術にふれる時間の確保）	0	0	2	0	2	
美術Ⅰ	基礎的・基本的事項の修得を図るため	6	6	12	6	30	62
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	3	2	3	1	9	
	その他（理由例：体の不自由さに加え、発声に関する支援が必要な生徒もあり、時間と支援が必要な為）	0	1	1	0	2	
	基礎的・基本的事項の修得を図るため	1	2	2	0	5	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	1	1	0	0	2	
英語コミュニケーションⅠ	基礎的・基本的事項の修得を図るため	1	0	0	1	2	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	1	0	0	1	2	
	特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当するため	1	0	0	1	2	
	その他	0	1	1	0	2	
英語コミュニケーションⅡ	基礎的・基本的事項の修得を図るため	1	1	2	0	4	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	1	1	1	1	4	
	特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当するため	1	0	0	0	1	
	その他	0	1	0	0	1	
論理・表現Ⅰ	基礎的・基本的事項の修得を図るため	1	1	2	0	4	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	1	1	1	1	4	
	特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当するため	1	0	0	0	1	
	その他	0	1	0	0	1	
論理・表現Ⅱ	基礎的・基本的事項の修得を図るため	1	1	2	0	4	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	1	1	1	1	4	
	特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当するため	1	0	0	0	1	
	その他	0	1	0	0	1	
論理・表現Ⅲ	基礎的・基本的事項の修得を図るため	1	1	2	0	4	
	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	1	1	1	1	4	
	特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当するため	1	0	0	0	1	
	その他	0	1	0	0	1	

家庭	家庭基礎	基礎的・基本的事項の修得を図るため	1	0	1	1	3	19
		理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	0	1	3	0	4	
		特定の技術・技能等を反復、習熟させるための時間に充当するため	0	0	1	0	1	
		その他（理由例：将来の生活の充実のため）	0	0	2	1	3	
家庭総合	家庭総合	基礎的・基本的事項の修得を図るため	0	0	1	1	2	
		理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	0	1	1	0	2	
		特定の技術・技能等を反復、習熟させるための時間に充当するため	2	0	1	1	4	
情報	情報Ⅰ	基礎的・基本的事項の修得を図るため	2	1	0	0	3	32
		理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	1	2	3	1	7	
		特定の技術・技能等を反復、習熟させるための時間に充当するため	3	0	11	2	16	
		その他（理由例：手先や体の不自由さにより記録や道具の扱いに時間を要する為）	0	0	3	0	3	
	情報Ⅱ	理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため	0	1	2	0	3	

（５）標準単位数より減じて配当している教科・科目

必修教科・科目のうち、学習指導要領に示されている標準時数よりも少ない単位数を配当している教科・科目について回答を求めた。その結果、181 校中 12 校（6.6%）が、1 つ以上の教科・科目で、標準時数よりも少なく単位数を配当していると回答した。障害種別ごとの内訳は、聴覚障害特別支援学校が 3 校、肢体不自由特別支援学校が 2 校、病弱特別支援学校が 7 校であった。

標準単位数より減じて配当している教科・科目及び理由の内訳を表Ⅲ－２－７に示した。

表Ⅲ－２－７ 標準単位数より減じて配当している教科・科目及び理由（n=12）

教科	科目	理由	視覚	聴覚	肢体	病弱	小計	計
国語	古典探究	その他	0	1	0	0	1	1
		自立活動に充てるため	0	0	0	1	1	
数学	数学Ⅰ	基礎・基本の習得に重点を置いているため	0	0	1	1	2	6
		その他	0	0	0	2	2	
	数学Ⅱ	基礎・基本の習得に重点を置いているため	0	0	0	1	1	
		自立活動に充てるため	0	1	0	1	2	
外国語	英語コミュニケーションⅠ	基礎・基本の習得に重点を置いているため	0	0	1	0	1	8
		その他	0	1	0	0	1	
	英語コミュニケーションⅡ	基礎・基本の習得に重点を置いているため	0	0	0	3	3	
	英語コミュニケーションⅢ	基礎・基本の習得に重点を置いているため	0	0	0	1	1	

（６）考察

本調査の結果を見てみると、小学部・中学部においては、体育科、家庭科、音楽科、図画工作科、技術・家庭科、総合的な学習の時間の中央値が標準時数よりも少なかった。総合的な学習の時間や体育の授業時数は、複数の学部や障害種で標準授業時数よりも少ない傾向にあること、音楽の授業時数は聴覚障害の特別支援学校において少な

い傾向にあること等の特徴を見いだすことができ、障害特性などが影響していることが考えられる。特別支援学校の準ずる教育課程においては、小学校、中学校及び高等学校学習指導要領に示されている各教科等の目標や内容に基づいて指導を行うとともに、自立活動の指導を設けることが求められる。その際、各教科等の授業に充てる授業時数は、各教科や領域の特質を踏まえながら、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階や、負担過重などについて十分考慮して設定することが大切であり（文部科学省，2018c；文部科学省，2019）、本調査の結果で示している中央値が標準時数よりも少ない教科や、総合的な学習の時間の授業時間を減らし、自立活動の時間に充てていることが推察される。

また、高等部においては、学習指導要領に示されている規定の範囲で、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加したり、一部を減じたりすることが可能である。増加する場合の理由を見てみると、多くの教科・科目では「基礎的・基本的事項の修得を図るため」「理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当するため」が多い中、情報においては「特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当するため」が多かった。これは在籍する生徒の基礎的・基本的な事項の修得に課題があることが推察される他に、障害特性や教科の特質などによって、増単や減単する理由が異なることが考えられる。

インクルーシブ教育システムにおいては「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学できることを大切にしている。そのため、全ての児童生徒が小学部・中学部段階から特別支援学校に在籍しているとは限らないが、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を目指しながら基礎的・基本的な事項を確実に修得し、児童生徒の調和的な発達を支える指導を充実させることが重要であると考え。今後は、本調査で明らかになった概況を踏まえて、各学校がどのような根拠に基づいて授業時数や単位数を設定しているか、各教科等の特質や障害特性等に応じて、どのように指導内容や指導方法を工夫しているか、さらには、障害による学習上又は生活上の困難を把握した上で、自立活動の指導としてそれらを取り上げる際に、どのように教科指導と関連づけながら指導を展開しているか等、事例的に分析しながら、教育課程の編成・実施上の課題について、さらに子細な分析を行うことが必要である。

（河原麻子・北川 貴章）

3. 研究Ⅱ-1（事例1）隣接する小学校と交流及び共同学習を実施するための取組

研究Ⅰでは、準ずる教育課程における障害種ごとの年間授業時数・単位数の傾向を把握した。研究Ⅱでは、研究Ⅰで得られた結果を踏まえて、準ずる教育課程の編成・実施・評価・改善に関する具体的な実施状況や課題を事例的に検討する。

事例1では、カリキュラム・マネジメントに取り組むために検討を重ねている段階の特別支援学校における取組とその課題を取り上げる。

（1）学校の概要

G 県立 H 特別支援学校（以下、H 校）は、視覚障害部門、聴覚障害部門、知的障害部門、肢体不自由部門が併置された特別支援学校である。視覚障害部門及び聴覚障害部門には幼稚部・小学部・中学部が、知的障害部門及び肢体不自由部門には小学部・中学部・高等部が設置されている。本研究で対象とした聴覚障害部門には、幼稚部1名、小学部8名、中学部4名が在籍している。小学部8名のうち、準ずる教育課程の児童は6名である。

（2）H 校における教育課程編成の流れと特徴

毎年、聴覚障害部門の教員で、授業時数や教育課程上の課題について評価を行っている。評価を元に、教務と確認しながら、教育課程を編成する。H 校の時数設定の特徴として、総合的な学習の時間の授業時数が標準時数よりも多く設定されていること、体育の授業時数が標準時数よりも少なく設定されていることが挙げられる。また、H 校における特徴的な取組として、隣接する小学校で教科指導を実施していることや、障害特性を踏まえた自立活動の指導を行っていることが挙げられる。

（3）交流および共同学習に関する教育課程編成・実施上の工夫

H 校の敷地には小学校が隣接しており、両校による交流及び共同学習の実施に取り組んでいる。例えば、小学部の児童 A は、継続的に理科と体育の授業を受けている（令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症対策として実施していない）。授業前には、小学校の担任と事前の話し合いの時間をとり、児童 A の日頃の様子や、指導の工夫等に関する情報共有を行っている。授業時には、H 校の担任が毎時間付き添い、児童 A の様子を見守っている。授業後には、小学校での様子を踏まえた指導を行っている。例えば、児童 A が友達の発言を聞き取りにくく、友達との会話の場面で困っていたときには、授業後に、聞こえにくい時に周囲にどのように伝えたらよいか考える活動を行った。学習の評価は、单元ごとに実施されるテストや評価基準に従って行っている。

交流及び共同学習を実施する教科や単元は、H 校の教員が、①同学年の複数の児童と共に学習できるかどうか、②視覚的に分かりやすいかどうかについて特に考慮し、

選定している。児童 A の場合、理科では、実験を行う単元を中心に選定している。実験では、仮説を立て、周囲の児童の意見を聴きながら検証するため、複数の児童とかわる機会が多い。また、実物を操作しながら活動を行うため、視覚的にも分かりやすいという特徴がある。体育においても、集団の中で、全体指示に注意を向ける機会や、周囲の児童の動きを見て行動する機会が多い単元を選定している。

（４）自立活動の個別の指導計画作成に関する取組

自立活動の個別の指導計画の作成においては、指導すべき課題を明確にするために学校全体で実態把握や専門性の育成に取り組んでいる。実態把握として、学期ごとの聴力検査やリーディングテスト等を実施している。また、児童の実態が多様な中で、一人一人の実態把握を丁寧に行うために、異学年の教員らを含む複数の視点で児童を捉え、こまめに情報交換を行っている。また、H 校では、児童の実態把握や、自立活動の指導のための教員の専門性育成のために、研修を実施している。研修は、障害特性を踏まえた教員のかかわり方・指導の基本や、授業・宿題のポイント、言語獲得に関する知識、ろう教員による自身の経験を踏まえた言語獲得や生活に関する内容を中心に実施している。

（５）今後の課題

H 校では、言葉の指導を丁寧に行うことや、集団で活動する場を確保することを重視している。小学部の聴覚教育部門の目標には、教科学習を中心に、基礎的な学力と言語力を身につけることや、意欲的・主体的に人と関わることについても触れられている。言葉を丁寧に確認することを大切にしていることから、教育課程編成の段階でも、児童に過度な負担がかからないように留意しながら、標準時数よりも多い時数を設定している。H 校では、カリキュラム・マネジメントに取り組んでいる最中であるが、併せて、設定した時数の中で指導を工夫することにも力を入れている。指導の工夫の一つに、体験的な活動を通して学習内容を深める機会を大切にしていることが挙げられる。例えば、教科で育んだ力をより発揮するために、総合的な学習の時間は、教科横断的な指導を実施している。「世界の文化を知る」というテーマを取り扱った際には、近隣の大学に外部講師を依頼し、世界のコマを題材にした体験型学習を実施した。本学習の中では、各教科で培った言語能力を活用できるように、外部講師と主体的に関わったり、興味のある国に関する調べ学習を掲示物としてまとめ、お互いに発表したりした。体験型学習の事後学習においても、ふりかえりの発表や、外部講師へのお礼の手紙の作成により、言語能力を活用できるようにした。今後は、さらに指導の工夫について検討していきたいと考えていこうとしている。

また、カリキュラム・マネジメントに取り組む上で、児童の実態が多様であることも課題の一つとして挙げられた。今後は、実態が多様であっても、柔軟に対応ができる教

育課程の編成についても検討したいと考えている。

（６）本事例の考察

本事例は、一部の教科について、標準時数よりも多い時数を設定しており、現在カリキュラム・マネジメントに取り組むために検討を重ねている。標準時数よりも多い時数を設定している背景には、言葉を一つ一つ確認する等、聴覚障害の特性を踏まえた指導に時間を要することを考慮していると言える。これまでも聴覚障害の特別支援学校において大切にされてきた言語力の育成のためには、時間の確保だけでなく、指導を工夫することも求められる。本事例では、総合的な学習の時間における体験を通した学習が挙げられたように、児童にとってわかりやすい指導を検討し取り組んでいることが窺える。また、交流及び共同学習の実施にあたっては、聴覚障害の特性を踏まえた単元の選定や、事前の学校間での情報共有、授業中の様子を踏まえた事後指導等、入念な準備や振り返りが必要となることが示唆された。

4. 研究Ⅱ-2（事例2）教科横断的な総合的な学習の時間を実施するための取組

研究Ⅰでは、総合的な学習の時間は、複数の学部や障害種で標準授業時数よりも少ない傾向にあった。そこで、事例2では、総合的な学習の時間を標準授業時数から減じて設定している特別支援学校における取組を取り上げる。

（1）学校の概要

I 県立 J 特別支援学校（以下、J 校）は、聴覚障害の特別支援学校である。本調査で対象とした中学部には、4 名が在籍し、そのうち、準ずる教育課程の生徒は3名である。

（2）J 校における教育課程編成の流れと特徴

J 校中学部では、総合的な学習の時間は 35.0 単位時間で設定しており、標準時数である 70.0 単位時間よりも減じて設定している。他方、総合的な学習の時間について、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）（2018）では、「各学校において具体的な目標及び内容を定めることとなる総合的な学習の時間において教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習が行われるようにすること」と言及されている。これらを踏まえて、J 校における総合的な学習の時間に着目し、設定した時数の中で、どのように教科横断的な視点で取り組んでいるかについて報告する。

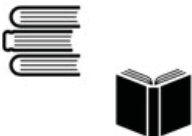
（3）教科横断的な総合的な学習の時間に関する教育課程編成・実施上の工夫

総合的な学習の時間では、個別の指導計画や個別の教育支援計画、日頃の指導の中で明らかになった課題に配慮しながら、各教科等で身に付けた資質・能力を生かすことができるように指導を行っている。例として、生徒 B の職場体験のふりかえりの学習について報告する。J 校では、職場体験後には、職場体験を行った生徒が、他学年の生徒や保護者等に向けてふりかえりを発表する体験発表会がある。図Ⅲ-4-1 は、生徒 B が発表の際に用いた資料の一部である。生徒 B は、国語の時間に学習したスライド資料の項目立てに関する工夫や、効果的な写真の提示、聞き手にとってわかりやすい発表について自分で考えながら、本資料を作成した。担当教員は、体験発表会を見据えて、職場体験以前に実施される宿泊学習等においても、情報機器を活用した調べ学習や、スライドを用いた発表により、情報機器活用能力の定着に努めてきた。また、各教科等を通して学習してきた言語能力を活用できるように、発表資料の他に読み原稿も作成している。さらに、振り返りの質を高めるために、職場体験の際には、生徒の様子を丁寧に観察し、写真に納めている。これにより、生徒は、自分を客観的に振り返ることができ、自分の感想と、他人から見た自分の行動のすり合わせを行うことができる。

このように、J校では、各教科等で学習した内容を生かしつつ、個々の実態や障害の特性を踏まえた指導を行っている。

（４）自立活動の個別の指導計画作成に関する取組

J校では、令和２年度から流れ図を活用し、自立活動の個別の指導計画を作成している。流れ図作成時には、各教科等の担当教員同士で話し合いを行い、それぞれの生徒の目標や、指導内容について共通理解を図っている。

1日目の内容 • 書架整理 • 返却作業 • 本の修理 体験先の 名前 	体験を通して • 言葉遣いに気をつけたい。 • 視野を広げていきたい。	通勤について • 道に迷った時…自分から聞くようにしたい。 • バスがどこへ行くか知りたい時…運転手さんに尋ねる事ができた。 • 場所に遅刻せずに行けた。 • 先生への連絡もできた。
--	---	---

図Ⅲ－４－１ 生徒が作成したプレゼンテーション資料の一部

流れ図作成に教員全員で取り組むことができるように、自立活動部が中心となり、流れ図作成の提案と周知を行うと同時に、流れ図の書き方要領を作成した。また、年度末には、教員全員に対して、流れ図の使用感等の評価を行い、改善している。例えば、「作成期間が短いため作業が大変だった」という評価が多数あったことから、令和３年度からは、「個別の指導計画」プロジェクトチームを立ち上げ、流れ図等の様式やスケジュールを検討し、新様式の流れ図（以下、「流れ図（令和３年度版）」とする）を使用している（資料１）。実態表を作成し、流れ図内の「① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について」を元に、経験の程度、興味・関心、性格、行動面、学習面、社会性、余暇、障害認識、コミュニケーション、進路、特記事項（身辺自立、家庭生活）の１１項目を設定している（資料２）。

教員の中には、流れ図導入前は、目標設定の妥当性に不安を感じていたが、流れ図を作成する過程で、複数人で大事なポイントを確認し合うことで、不安が軽減されたと感じる者もいた。

（５）今後の課題

教科横断的な視点で、総合的な学習の時間に取り組むJ校であるが、総合的な学習の時間を担当する担任と、各教科等の担当教員の連携に関して課題を感じている。各教科等の担当教員が、総合的な学習の時間に関わる機会が少ないため、各教科等で学習した内容等を考慮する際に限界があるためである。今後は、時間が限られた中で、各担当教員同士が、職場体験の行き先や取り組む課題（テーマ）を踏まえて、これまでの学習内容等を共有し、それらを総合的な学習の時間での学びにつなげていくために工夫していきたいと考えている。

（６）本事例の考察

本事例は、教員間で生徒の実態を整理し、教科横断的な視点で総合的な学習の時間を実施するために取り組んでいる。自立活動の個別の指導計画作成にあたっては、流れ図の様式を毎年度検討しており、教員の意見を元に、実際の使用のしやすさを追求しながら取り組んでいることが窺える。特に実態表は、聴覚障害の特性を踏まえた 11 項目を明記する様式を用いることで、各教員が多角的に実態を認識できるように取り組んでいる。これらを元に、総合的な学習の時間を実施する際には、担当教員が生徒の実態を確認し、その他の科目で学習した力を活用できるように取り組んでいる。今後、より教科横断的な視点で取り組むためには、実態だけでなく、各教科等で学習した内容等を共有するための工夫が必要となることが示唆された。

（河原麻子）

資料1 自立活動の個別の指導計画の作成に係る流れ図（書き方の見本）

【書き方見本】「自立活動の個別の指導計画の作成に係る流れ図」

作成日() 作成者(担任、その他の職員名、〇〇、〇〇)

学部・学年・氏名		◇学部◆年 〇〇 〇〇	
★グループで作成			
実態把握	①実態表から収集した情報を自立活動の区分に即して整理する段階		
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成
	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
②収集した情報①を〇〇年後の姿の観点から整理する段階			
③①をもとに②に対応する課題を抽出し、中心的な課題を導き出す段階			
指導すべき課題の整理	④③に基づき設定した短期目標(1年)		
	⑤④を達成するために必要な項目を選定する段階		
	⑥⑤項目と項目を関連付けする際のポイント		

資料 2 個別の教育支援計画Ⅰ（実態表）※中学部用

【中学部】個別の教育支援計画Ⅰ（実態表）

氏名	作成者	前期：令和 年 月 日 後期：令和 年 月 日
----	-----	--

学部毎の項目	実態〔前期／後期〕
経験の程度	〔前期〕
	〔後期〕
興味・関心	〔前期〕
	〔後期〕
性格	〔前期〕
	〔後期〕
行動面	〔前期〕
	〔後期〕
学習面	〔前期〕
	〔後期〕
社会性	〔前期〕
	〔後期〕
余暇	〔前期〕
	〔後期〕
障害認識	〔前期〕
	〔後期〕
コミュニケーション	〔前期〕
	〔後期〕
進路	〔前期〕
	〔後期〕
特記事項（身辺自立、家庭生活）	〔前期〕
	〔後期〕